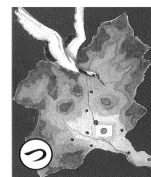




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月29日(金) 号外(第14号)

目次

規則

○群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

ページ

2

■ 規 則

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十六号

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「群馬県環境森林部自然環境課野生動物係長」を「群馬県森林環境部環境局自然環境課野生動物係長」に、「群馬県環境森林事務所」を「群馬県森林環境事務所」に改める。

第五条の四第一項第七号中「使用して条例」を「使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第七百六十一条に規定する地方税共同機構を経由して条例」に改める。

第二十一条の三第一項第二号中「会員団体 一般社団法人地方税電子化協議会の会員となつている」を「地方団体 法第七百六十一条に規定する地方税共同機構を共同して運営する」に改める。

第二十一条の四第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項ただし書中「会員団体」を「地方団体」に改める。

第三十七条の二第四号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第七十六号の十様式中「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第七十六号の十様式の改正規定は公布の日から、第三十七条の二第四号の改正規定は平成三十五年一月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
